

ミッチェルのコモンズ論

——コモンズ『制度経済学』を中心に——¹⁾

塚 本 隆 夫*

1. はしがき

本稿の目的は、W. C. ミッチェル (Wesley Clair Mitchell, 1874-1948) が、どのように J. R. コモンズ (John Rogers Commons, 1862-1945) の経済学を評価したのかを、再検討することにある。ミッチェルは、コモンズの経済学が「制度の経済学」ではなく、T. ヴェブレン (Thorstein B. Veblen, 1857-1929) の流れを汲む「進化論的経済学」(evolutionary economics) である、と主張する。それゆえに本稿の検討作業は、ヴェブレンとコモンズとの間での経済学の継承と展開も視野に入れて論じる。

この目的のためにミッチェルの論文「コモンズの制度経済学」(“Commons on Institutional Economics”)²⁾を検討する。ミッチェルの本稿は、コモンズの『制度経済学』(*Institutional Economics*:

Its Place in Political Economy, 1934)³⁾の書評が主内容となっている。しかしミッチェルは本稿で、コモンズの『制度経済学』にすぐさま踏み込むのではなく、コモンズの略歴から説き始め、『制度経済学』の前に公刊された『資本主義の法律的基础』(*Legal Foundations of Capitalism*, 1924)⁴⁾を概略し、それから『制度経済学』を論じている。それゆえにミッチェルの本稿は、円熟したコモンズが到達した経済学およびその思想が検討されている。

ミッチェルが本稿で展開したコモンズ論の特色は、次の一節に集約されよう。

1) 本稿は、第19回進化経済学会北海道大会(3/22, 2015, 於:小樽商科大学)に提出した報告稿(塚本隆夫「ミッチェルのコモンズ『制度経済学』論について」, 企画セッション「J. R. コモンズ『制度経済学』の現代的意義」, コーディネーター: 宇仁宏幸, 司会: 廣瀬弘毅, http://www.jafee.org/conference/conference_files/TakaoTsukamoto.pdf)を、大幅に加筆修正したものである。なお本稿の大枠は、「アメリカ経済思想史研究会」(10/11, 2015, 於: 日本大学経済学部)での報告が基になっている。その際、参加者から貴重な意見を頂戴したことを、記して感謝したい。とは言え、本稿の責任は全て筆者にあることは言うまでもない。

* 塚本隆夫 日本大学経済学部 e-mail: tsukamoto.takao@nihon-u.ac.jp

2) Mitchell, W. C., “Commons on Institutional Economics,” in *The Backward Art of Spending Money and Other Essays*, New York, Augustus M. Kelley, Inc., 1950, pp.313-341 (original: *American Economic Review*, Vol. XXV, December, 1935, No.4, pp.635-652.)

3) Commons, J. R., *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, Madison, The University of Wisconsin Press, 1961. 本書の original は、1934年に Macmillan Company から出版されている。この他に、M. ラザフォード (Malcolm Rutherford) が序文を寄せている版がある。当然ながらラザフォードの序文は、コモンズの『制度経済学』を中心に論じており、コモンズの前著である『資本主義の法律的基础』への言及は少ない。ここでは1980年代のコモンズ研究の動向が論じられている。ラザフォードによれば、コモンズ研究は、1970年代以前では制度主義者が制度主義者に向けて論じたものであったが、1970年から1980年代にかけては、制度主義者でない研究者が制度主義者でない研究者に向けて書かれている。Malcolm Rutherford, “New Introduction,” in Commons, J. R., *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, with a new introduction by Malcolm Rutherford, N. J., New Brunswick Transaction Publishers, 1990, p.xiii.

4) Commons, John R., *Legal Foundation of Capitalism*, New York, The Macmillan Company, 1924 [新田隆信, 中村一彦, 志村治美訳『資本主義の法律的基础』上巻, コロナ社, 1964年.] 邦訳書は、上・下2巻の予定とされていたが(訳viページ), 下巻は未刊である。なお本稿においての書名及び訳出は、刊行されている訳書に必ずしも従ってはいない。

「コモンズが成した現代の知見への最大の貢献は、個人行動を制御する集団行動という特有の形態に関わっている。それは、裁判所によって行使される。コモンズが指摘するように、この領域をヴェブレンは深めようとはしなかった。『資本主義の法律的基础』は、社会の歴史にとって現世代の人間が成した最も示唆に富むものの1つである。先立つ書物〔『資本主義の法律的基础』〕から必要なモノが何かを繰り返すことで、『制度経済学』は、司法手続き(judicial process)が合衆国における現行体制で主役を演じていることを説明している」(p.340)⁵⁾。

ちなみに、ミッチェルがコモンズをまとめて論じたものとしてこの他にも「コモンズの資本主義の法律的基础」(“Commons on the Legal Foundation of Capitalism”)⁶⁾及び『経済理論の諸類型』(*The Types of Economic Theory: From Mercantilism to Institutionalism*, 1969)⁷⁾とがある⁸⁾。

5) 本稿で特別な断わりがなくページ数が記載されている場合、Mitchell, W. C., “Commons on Institutional Economics,” in *The Backward Art of Spending Money and Other Essays* からの引用ページ数である。

6) Mitchell, W. C., “Commons on the Legal Foundation of Capitalism,” *The American Economic Review*, Vol. XIV, June, 1924, No. 2, pp.240-253. 本稿は、コモンズ『資本主義の法律的基础』の書評論文でもある。

7) Mitchell, W. C., *The Types of Economic Theory: Form Mercantilism to Institutionalism*, New York, Augustus M. Kelley Publishers, 1969, 2vols. [春日井薫訳『経済理論の諸形態』第一分冊、第二分冊、文雅堂銀行研究社、1971年、1981年。なお邦訳は、原書の前半部分である。] ミッチェルは、本書で経済理論の歴史をアダム・スミス(Adam Smith)からコモンズまで論じている。ミッチェルは、ヴェブレンを10章で、続いて11章において「ジョン・R・コモンズと集団行動の経済学」(“John R. Commons and the Economics of Group Action,” *The Types of Economic Theory*, vol. 2, pp.701-736)を論じている。

8) ミッチェルは、制度主義の観点から経済学史をまとめている。その要点については、田中敏弘「W. C. ミッチェルの制度主義経済学史について」『経済学論究』関西学院大学経済学研究会、第66号、第3号、2012年、1-32ページを参照されたい。本稿で田中氏

周知のようにジョン・R・コモンズは、19世紀終盤から20世紀前半に活躍したアメリカ制度派経済学者として知られている。コモンズの経済学は、「集団行動」(collective action)の進化過程を分析している。コモンズに従えば、現代資本主義経済は、集団行動がその中核であり、集団行動の分析が経済学の中心テーマとなる。こうした集団行動が、「どこから来て、現在どのような状態であり、そしてどこへ行くかとしているのか」、これがコモンズの主要な関心であったとも言えよう。

コモンズが目指したものを手短かに述べれば、現代社会で相互に利害が衝突しているゴーイング・コンサーを、「適正価値」(reasonable value)に基づき、協調的行動をとるようにさせるには、どうすれば良いのか、であった。これに対する答えは、取引関係者間の力の平等化であった⁹⁾。

近年、こうしたコモンズの経済学が再び注目されるようになった一因として、新制度学派のウィリアムソン(Oliver E. Williamson)の取引費用との関連が挙げられよう¹⁰⁾。ダガー(William M. Dugger)に従えば、「新制度主義経済学者」のなかには「新古典派経済学と制度経済学を接合しよ

は、ミッチェルの学史研究の手法をはじめ、ミッチェルがどのようにヴェブレンとコモンズを取り上げたのかを概説している。

9) 内田成「ジョン・R・コモンズとオリバー・E・ウィリアムソン——取引費用理論の関する一研究——」『埼玉学園大学紀要(経営学部編)』第12号、2012年、49ページ。

10) コモンズもウィリアムソンもともに取引に注目した点は同じであるが、その接近方法は異なる。コモンズもウィリアムソンも共に「制度学派」と呼ばれるが、その内実は異なっている。ダガー(William M. Dugger)に従えば、ウィリアムソンの取引費用は、費用最小化を求めるものである。しかるにコモンズの取引論では、交渉力の平等化が模索されている。この意味でウィリアムソンらの新制度主義は、現実的で洗練された新古典派であって、こうしたウィリアムソンの「新制度主義者」は、全く制度主義者のものではない」と評される。Dugger, William M., “The Transaction Cost Analysis of Oliver E. Williamson: A New Synthesis?” *Journal of Economic Issues*, Vol.17, No. 1, 1983, p.96.

うと取り組んでいると主張する研究者が現在も存在している」¹¹⁾。

とは言うものの、コモンズの経済学は難解である。その要因の1つは、その極めて独自の用語法にある。例えば「財産」(property)と言う用語である。この用語が何を意味するかは、裁判所が下す判決とともに変化してきている、とコモンズは主張する。この財産概念の変遷過程をコモンズは裁判所の判決を追うことで明らかにする。コモンズは財産概念の転換を、1872年連邦最高裁判所判決のルイジアナ州ニューオリンズでの「屠殺場事件」(Butcher's Union Co. v. Crescent City Co.)、1876年連邦最高裁判所判決の「マン対イリノイ州事件」(Munn v. Illinois)、そして1890年連邦最高裁判所判決の「ミネソタ料金事件」(Chicago, M. & St. P. Ry. Co. v. Minnesota)を巡って解き明している¹²⁾。コモンズに従えばこの3つの事件を通じて、「有体物 (physical object) から交換 - 価値 (exchange-value) へという財産の定義の推移が完了した」¹³⁾。こうして「『有体財産』(“corporeal property”) という用語本来の意味での有体財産は消滅し」、「裁判所は、有体財産の使用 - 価値 (use-value) ではなく、交換 - 価値を問題としている」。ここでの交換価値とは有体ではない。当該物件 (thing) と交換に取得されると期待される市場価値である。この交換 - 価値は「無形財産」(“intangible property”) として知られるようになる。「商習慣や慣行に従えば、財産には2種類しかない。……その1つは『無体財産』(“incorporeal property”) として技術的には区別できる。これは負債をはじめ信用、債券、抵当で

あり、要するに支払いの約束である。もう1つは、『無形財産』(“intangible property”) として区別できる。これはあらゆるものの交換 - 価値から成っており、有体財産であろうと、無体財産であろうと、無形財産であろうともどんなものでも良い。無形財産に短い名前を付ければ、資産 (assets) である。」¹⁴⁾

コモンズが論じる「財産」(property) は、高橋真悟氏に従えば、3つに分類できる。「第1は有形 (tangible) 財産もしくは有体 (corporeal) 財産で、物質的な所有権を指す。第2は無体 (incorporeal) 財産で、非物質的財産の中でも負債や信用、担保といった支払いの約束に関する所有権を表す。そして第3が無形 (intangible) 財産で、営業権や特許権などあらゆるものの交換価値を含んだ所有権を意味する。有形財産が過去から今日までの労働の蓄積や、現存する物質的なものを表しているのに対し、無体財産や無形財産には将来という時の要素が加わってくる。」¹⁵⁾つまり無形財産とは、「他人から収入を得ることを可能にする一切のもの」¹⁶⁾である。

このようにある種複雑怪奇なコモンズ¹⁷⁾をミッチェルがどのように整理し、その経済学が「進化論的経済学」であると評価するのかを見ていこう¹⁸⁾。

14) Commons, *ibid.*, pp.18, 19 [同上訳, 23 ページ.] (太字・傍点は、原文イタリック.)

15) 高橋真悟「J. R. コモンズのゴーイング・コンサーン論」『一橋社会科学古典資料センター年報』30, 2010年, 22-23 ページ。

16) Commons, *Legal Foundations of Capitalism*, p.19 [『資本主義の法的基礎』23 ページ.]

17) 高哲男によれば、コモンズの「理解の難しさは、統一的に理解することの難しさに他ならない。基本的な観点・視座、およびそれにもとづいた分析の概念装置、これが読者には容易に理解できない、ということなのである」。高哲男「コモンズにおける『法と経済学』と制度主義」『経済学論究』関西学院大学, 第52巻, 第1号, 1998年, 65 ページ。

18) 実のところ、制度主義者と目される経済学者のなかには、「進化論的」という用語法について、異論を呈する人たちもいる。例えば W. カップ (K. William

11) Dugger, William M., *ibid.*, p.95. ダガーによれば、ウィリアムソンは、コモンズの制度経済学を、取引費用分析を備えた新古典派の価格理論で補うことで「新しい制度主義」と言う完全なものにしようとしている。

12) これらの事件の概要については、コモンズ『資本主義の法的基礎』の訳注でその概要が説明されている。278-279 ページ, 注 (25), (32), (33)。

13) Commons, *Legal Foundations of Capitalism*, p.16 [『資本主義の法的基礎』20 ページ.]

Ⅱ コモンズの分析装置と 『資本主義の法律的基礎』

1. コモンズの分析装置

本稿で取り上げるミッチェルの「コモンズの制度経済学」の特色は、『制度経済学』だけを論じるのではなく、『制度経済学』の10年前に刊行された『資本主義の法律的基礎』¹⁹⁾を踏まえている点にある。ミッチェルは、2つの著作を踏まえてコモンズの制度経済学の基本的な考え方を整理し

Kapp)の『制度派経済学の基礎』(*The Foundations of Institutional Economics*)の編者たちによれば、カップは、「進化論的」と言う用語に距離を置いていたの、「進化論的」(“evolutionary”)と言う用語を用いることはなかった、として次のように論じている。「…、カップは生物的な比喩を拒絶し、『進化論的』(“evolutionary”)という形容詞を用いることはなかった。ミュルダール(Myrdal)と同様にカップが好んだのは、循環的並びに累積的な発展パターン(circular and cumulative dynamics)に作用する『制度』の力(“institutional” forces)を強調することであった。だからカップは『制度的』という用語が、世界の様々な地域の出身で多様なイデオロギー上の背景をもつ経済学者たちを統合できる組織にとって十分に普遍的なものである、と期待した。とりわけ、冷戦や後進国の経済開発が進む時代の時期にあってはそう期待した。興味深いことに、カップは、20世紀ごろにかなり流行したアメリカ制度派経済学の理論を組み入れなかった。そのような理論としては、クレアレンス・エアーズ(Clarence Ayres)の『ヴェブレン流の2分法』(“Veblenian dichotomy”),つまり財力と科学技術(resources and technology)に基づくテキサス大学の制度主義者の論法である。その代りにカップの『制度派経済学の基礎』は、ヴェブレン流の経済理論と20世紀中葉のヨーロッパの経済理論とのユニークな統合となった…。」K. William Kapp, *The Foundations of Institutional Economics*, ed. by Sebastian Berger & Rolf Steppacher, London, Routledge, 2011, p.7 [大森正之訳『制度派経済学の基礎』人間の科学新社, 2014年, 20-21ページ.]

¹⁹⁾ 本書の全9章について極めて簡単な概要が、加藤健「J. R. コモンズの経済思想とアメリカにおけるウェルフェアの実現」『経済論叢』, 京都大学経済学部, 第187巻, 第1号, 2013年, 37ページの「脚注3）」に示されている。

ている²⁰⁾。ミッチェルの議論を追って行こう。

ミッチェルは、その書評論文「コモンズの資本主義の法律的基礎」²¹⁾と同じように、コモンズの経歴を概観することから始める。

コモンズの経歴の詳細は、『制度経済学』と同じ年の1934年に刊行された自叙伝『マイセルフ』(*Myself*)²²⁾で述べられている。とは言えミッチェルが描くコモンズの略歴のなかで特記すべきは、コモンズが、ジョンズ・ホプキンス大学の大学院でリチャード・T・イリー(Richard T. Ely)と出会ったことである。その後コモンズは、いくつかの大学で職を得るも上手く行かず、様々な調査を請け負うこととなった。そして1904年にイリーの誘いでウィスコンシン大学に就任するに至る。この当時のウィスコンシン州は、ラ・フォレット(Robert Marion La Folletet, Sr., 1855-1925, 州知事在任1901-1906)州知事の下、社会立法の実験を進めており、コモンズもこれに密接に関与することになった。コモンズは、この活動を通じて経済と政治、法律との密接な関係を経験した。この経験を踏まえてコモンズの代表作の1つとなった『資本主義の法律的基礎』が生み出された(pp.317-318)。

ミッチェルは、コモンズの経歴を踏まえたうえで、コモンズの制度経済学の分析装置を整理する。

ミッチェルに従えば、コモンズが描く人間像は、正統派経済学で描かれているそれとは大きく異なる。

「人間とは相互依存する創造物であり、財が稀少なために、私有財産が生じ、個人の利害が衝突した。だから集団行動がこうした衝突を解決し、新たに利害の調和を創り出すために、つ

²⁰⁾ 興味深いことには、ミッチェルは、コモンズの『資本主義の法律的基礎』の書評論文では、コモンズの取引概念をはじめゴーイング・コンサーン、ワーキング・ルール等について、議論をしていない。もっばら、中世経済体制から資本主義体制が出現してきた過程に、議論を絞っている。Mitchell, W. C., “Commons on the Legal Foundation of Capitalism,” pp.240-253.

²¹⁾ Mitchell, W. C., *ibid.*, pp.240-253.

²²⁾ Commons, J. R., *Myself*, New York, Macmillan, 1934.

まり少なくとも最小限の秩序を打ち立てて、協力し合わねばならない」(p.318)。すなわち集団による個人の制御が必須である。「その制御は、……主として裁判所の手を通して行使される」(p.318)。

コモンズの視点からみれば、経済を研究する単位は、「依存関係」、「利害の衝突」、それに「取引」を組み合わせたものになる。これが「取引」(transaction)である。

ミッチェルは、コモンズ自身による説明を引用する。

「取引とは、……『引き渡し』(“delivery”)という物理的な意味での『商品の交換』ではない。取引は、個人の間で行われるものであり、物財を将来所有する権利の譲渡と取得であり、その社会での集団行動のワーキング・ルール(working rules)²³⁾によって決められているものである。」²⁴⁾

コモンズが主張する「取引」には3つの類型がある。「売買取引」(bargaining transactions),「管理取引」(managerial transactions), それに「割当取引」(rational transactions)である²⁵⁾。

23) コモンズの“working rules”は、「運営準則」、ないし「行為準則」と訳出されることもある。これをゲーム論の視点から見れば、青木昌彦が論じる「ゲームの『実際上のルール』」に近いものとも言えよう。ちなみに青木は、「制度」を「共有予想」と捕え、「制度とは、社会的ゲームにおいて回帰的に(recursively)生じ、またはこれからも生じるであろうと互いに期待(予想)されているような、プレーの状態の際立ったパターン(salient patterns)をいう」としている。青木昌彦『青木昌彦の経済学入門——制度論の地平を拓げる』ちくま新書、2014年、55、57、197ページ。

24) Commons, *Institutional Economics*, p.58.

25) 「売買取引」は、正統派経済学が想定している取引である。しかしコモンズの場合、この取引には5名の関与者が存在している。財を交換する直接の当事者の2名、潜在的売り手と買い手の2名、この4名は法的には平等である。そして争議となった時に判決を下す

「売買取引とは、法的同等者同士が自発的意志に基づいて合意することで、富の所有権を移転する。管理取引とは、法の上位者が命令(commands)して富を創造する。割当取引とは法の上位者が指図(dictation)して、富を創造する負担とその富の便宜を割り当てる。」²⁶⁾

ミッチェルはコモンズを引用しながら、取引と継続事業体とも呼ばれるゴーイング・コンサーンと制度との関係を論じる。

「ゴーイング・コンサーンとは、利益をもたらす売買取引、管理取引、それに割当取引の結合期待である。」²⁷⁾

「このようなゴーイング・コンサーンには、ワーキング・ルールがある。そのワーキング・ルールがゴーイング・コンサーンを持続させている。……、こうしたゴーイング・コンサーンを制度(institutions)と呼ぼう。そして制度を、個人行動を統制する際の集団行動と定義しよう。」²⁸⁾

ミッチェルに従えば、「ゴーイング・コンサーンの活動であれば、すべてが将来に目を向けている」(p.320)から、コモンズの制度経済学の特質は「将来志向」(futurity)となる。取り分け管理

権威当局者である裁判所の5名である。

「管理取引」の当事者は3名である。法的優位者が法的劣位者に命令(orders)する。工場長と職長、職長と工具、法律執行者と市民である。そしてその背後に支配権力が存在している。

「割当取引」の当事者は3名である。上位者と下位者、そして裁判所である。政府が租税を割り当てたり、労働組合が組合員から組合費を徴収したりする取引の型である。

「売買取引では説得と強制が、管理取引では命令(commands)と服従が、そして割当取引では主張と嘆願が、生産と消費を究極的に決定する。」Commons, *Institutional Economics*, p.7.

26) Commons, *ibid.*, p.68. (太字は、原文イタリック.)

27) Commons, *ibid.*, p.58.

28) Commons, *ibid.*, p.69.

取引と割当取引は、コモンズの制度経済学の真髄である。ここで問われるのは、将来の生産であり、将来の消費である。

コモンズが想定する「人間性の概念」は、「計画を立て、その計画を遂行しようと奮闘する、と言う活動的な人間である」(p.320)。その知性とも言うべき思考・認識・判断などの働きをする精神(mind)は、様々な印象をまとめる主体であり、将来の活動を見据えている。このような精神活動は、将来の期待と過去の経験の関係を作り出す。言わば全体に対する部分関係を構築する。これが「取引とゴーイング・コンサーンの心理学となる」²⁹⁾。

ミッチェルの整理に従えば、行動が繰り返されることから、習慣や慣習が生み出され、過去の経験を教訓として保存し、これが将来の期待のための基礎を提供する。「習慣(habit)とは、一人ひとりによる繰り返しである。慣習(custom)とは、個人に対して強制的な効能がある」³⁰⁾。経済分析の対象にとって最も重要な慣習は、ワーキング・ルールである。ワーキング・ルールは集団行動が設定し、個人間での取引を導く。

2. 『資本主義の法的基礎』

ミッチェルは、「コモンズにとって制度経済学は進化論的の科学である」(p.321)、と主張する。コモンズの制度経済学は、「その一部を過去まで遡っており、数百年に渡る裁判所の判決」³¹⁾を踏まえており、「ジョン・ロック(John Locke)から20世紀の経済学者の著作を通じて、過去まで遡れる」³²⁾ものであり、「そこでは経済学者たちが集団行動を取り入れたか否かが見出される」³³⁾(p.321)。

コモンズのこうした研究の最初の成果が、『資本主義の法的基礎』であった。それゆえにミッチェルは、『資本主義の法的基礎』と『制度経

済学』とは、「併せて読むべきである」(p.322)と主張し、『資本主義の法的基礎』を論じ始める。

コモンズの『資本主義の法的基礎』によれば、資本主義は、封建制度のなかからゆっくりと生み出されて進化してきた。これは新しい慣行が生み出され、裁判所によって新しいワーキング・ルールが作られていく過程でもあった。コモンズは、これを財産権が成立していく過程と見做した。コモンズは、資本主義の本質を封建制度と対比して、「生産は他人が使用するため、取得は自分が使用するため」³⁴⁾とする体制と規定する。この視点を踏まえ、資本主義の発生過程を検討する。ミッチェルの議論を追ってこよう³⁵⁾。

征服王ウィリアム(William the Conquer, 在位1066-1087)が治世した時代では、王の財産は、統治権(sovereignty)から区別されていなかった。荘園ごとに慣習があり、英国全体に通用する慣習法(common law)³⁶⁾は存在していなかった。使用価値が経済生活を支配していた。交換価値は殆ど考慮されず、少量のものが物々交換されていた。言わば「自分が使うために生産する」という体制であった。こうした状況が、コモンズが規定する資本主義体制へと移行するためには、財産権が王

³⁴⁾ Commons, J. R., *Legal Foundations of Capitalism*, p.21 [『資本主義の法的基礎』26ページ]。

コモンズは、この一節に続けて次のように述べる。「その結果、財産と自由の意味は、生産と消費を期待する使用から、市場での取引を期待するまでに拡張する。しかもこの市場で人々の資産(assets)と負債(liabilities)が、価格の上下によって決定される。……、財産と自由の意味は、…有体物の使用-価値(use-value)からあらゆるものの交換-価値(exchange-value)へと変化する。」

³⁵⁾ ミッチェル自身が資本主義の発生をどのようにとらえていたのかは、拙稿「W. C. ミッチェルの貨幣経済——その進化論的経済的手法について——」『経済集志』日本大学経済学部、第71巻、第4号、2002年、217-235ページを参照されたい。

³⁶⁾ “common law”は、英米で発達した法制であり、「慣習法」ないし「普通法」と訳されている。これまでの裁判で下された判決を判例とし、それが法的効力を持つという判例法である。成文法とは区別されている。

²⁹⁾ Commons, *ibid.*, p.158.

³⁰⁾ Commons, *ibid.*, p.155.

³¹⁾ Commons, *ibid.*, p.5.

³²⁾ Commons, *ibid.*, p.5.

³³⁾ Commons, *ibid.*, p.5.

の統治権から切り離され、自立する必要がある。かくして財産権は、有形財産から無形財産へ、そしてその譲渡可能性が問題となっていく。ミッチェルの整理を見ていこう。

土地は財産であるという考え方が、統治権から分離していった。これを促したのは、王に対する軍役の義務を領主が軍役免除金を支払う義務としたからであった。ヘンリー2世（Henry II, 在位1154-1189）は、各地に巡回判事を派遣し、裁判所を開いた。これによって慣習法の基礎が築かれた。こうした王の法廷では、荘園ごとの慣習を拒絶できた。賦役の義務を貨幣の支払いに振り替えたり、身分の卑しい者の権利をはっきりさせたりする基準が作られていった。16世紀には衡平法（equity）³⁷⁾が整備され新しい裁判所ができた。裁判所が規則（rules）を採用すれば、領主といえどもそれを変更できないようになった。貨幣は、身分が低い者が商売をする時の解決策であり、経済的自由の手段であると認識された。これは、王と貴族との取引でも同様であった。

資本主義は、こうした状況のなかから商人や職人たちの間から生み出されていった³⁸⁾。商人や職人たちはギルドを形成し、封建制度の上位者たちから特許状を買い入れた。それぞれのギルドは、

構成員たちの間で通用するワーキング・ルールを策定し、それを守らせる権限が与えられていた。ギルドによる独占は、王権が授与した特許状に基づく条例であった。このためギルドの力が増大するようになると、「公正な競争」という慣習法と衝突することもあった。王の裁判所は、独占を糾弾し、公正な競争と契約の履行についての慣習法を築くことになった。約束手形が合法化され、著作権と特許法が承認された。これは、「財産権が有体物に及ぶだけでなく、商取引から期待される利益にも適用される」（p.323）と裁判所が判断したことを示している。慣習法は有体物を取り扱い、事件が起こった後での対応となっていた。慣習法の不備を補うものが衡平法である。衡平法は、「無形価値（intangible value）を取り扱い、事件が起きる前でもその〔無形〕価値が依存している行動を命令する」（p.323）と言うものである。

アメリカの裁判所が引き継いだものは、このようにイギリスの法制度が徐々に成し遂げてきたことであった。しかしアメリカでは商慣行の変化の進行と比べれば、法理論の変化の進行は大幅に遅れていた。連邦最高裁判所がはじめて無形財産を明確に認識したのは、1900年であった。売買協定に関しても、満足できるようなワーキング・ルールが欠けていた。その典型が労働の権利問題である。労働は商品でもなければ、契約でもなかった。労働者は自由に退職できたし、雇主も自由に解雇できた。当事者間で賃金契約が成立していれば、それが法的には異常であろうと、裁判所は労働者（worker）の個人の自由を擁護できなかった。裁判所は、労働者、雇主、そして労働組合との間で権利という問題に上手く対処できなかった。

「明らかに『衡平法に基づく新しい権利』が必要である。この衡平法上の権利は、旧来の衡平法が商売を保護したように、勤め口（the job）に就く権利を保護するものであろう。」³⁹⁾

³⁷⁾ “equity” は、「正義衡平法」とも訳される。経済の進展に伴い、コモン・ローに基づく判決が硬直的になってきた。この不備を補うものとして衡平の基準が提示され、現状より即した判決が下されることとなった。コモンズは、『資本主義の法的基础』で、“equity”について次のように述べている。「common law（慣習法）は、物的物事だけを取り扱うに過ぎず、事が起きた後で処罰することができた。一方、equity（正義衡平法）は、大抵の無形価値に上手く対処する。というのも衡平法は、事が起きる前に直接、文字通り遂行、回避、差し控えることを命じるからである。と言うのもこうしたことに〔無形〕価値は左右されるからである。衡平法はこれを財産と見做し、相手に行動を要求するものである。慣習法は、人が所有する物事として財産を見做す。」Commons, J. R., *Legal Foundations of Capitalism*, p.234.

³⁸⁾ コモンズが論じる「資本主義」は、「生産は他人が使用するため、取得は自分が使用するため」であることに注意されたい。

³⁹⁾ Commons, J. R., *Legal Foundations of Capitalism*,

ミッチェルに従えば、これが1924年の『資本主義の法律的基礎』が刊行された時点でのアメリカの状況であり、コモنزの認識であった。『制度経済学』が公刊されたのは、この10年後の1934年である。こうしてミッチェルは、コモنز『制度経済学』を俎上に載せる。

Ⅲ 『制度経済学』その1 ——無形財産と将来志向

1. 無形財産

ミッチェルに従えば、コモنزの『資本主義の法律的基礎』は、資本主義の基礎を裁判所の判決として追跡していた。『制度経済学』でも同様の分析が展開されている。コモنزが提唱する経済学の概念には、何も新しいものはないとされている。コモنز自身も「問題は今や、過去の学派と手を切って『制度経済学』という異なる種類の経済学を創造することではなく、集団行動に極めて多岐にわたる正当な位置付をどのようにして経済理論を通じて与えるか」⁴⁰⁾であり、「本書にあるのはどれでも、過去200年に渡って傑出した経済学者たちが成した成果のなかに見出すことができる。ただ幾分かは観点が異なっているに過ぎない」⁴¹⁾としている。ミッチェルの議論を追ってこう。

ミッチェルに従えば、この目的を達成するためコモنزは、経済学の基本的考え方を、その提唱者まで遡り、その考え方がどのように受け継がれ修正されてきたのかを検討している。これは最初の考え方に含まれていた2・3の意味が切り離され、1つの意味となり、さらに別なものと組み合わせられて、現在の科学としての政治経済学になっていることを明らかにする⁴²⁾。コモنزのこうした試みは、今日の思想が進化を遂げてきている様

子を体験することでもある⁴³⁾。

コモنزは、人間精神についての概念をロック(John Locke, 1632-1704)から始めて、ヒューム(David Hume, 1711-1776)、そしてパース(Charles S. Perce, 1839-1914)の科学論、さらにデューイ(John Dewey, 1859-1952)のプラグマティックな倫理学へと至る。こうしてコモنزは、人間が相互依存的でありながらも個人の利害が衝突し合うので、社会秩序がどのように基礎付けられるのかを、ロックからヒューム、ケネー(François Quesnay, 1694-1774)、スミス(Adam Smith, 1723-1790)、ブラックストーン(William Blackstone, 1723-1780)、ベンサム(Jeremy Bentham, 1748-1832)を経て、今や連邦最高裁判所の「適正価値」へと至っている過程を明らかにする。「18世紀という理性の時代」が犯した「知性偏重という誤謬」を、マルサス(Thomas R. Malthus, 1766-1834)の「情念と愚行の時代」と比較し、マルサスの優位性を主張する(p.326)。

ミッチェルに従えば、コモنزは経済学の歴史をたどりながら、経済学を2つの型に区別する。区別の鍵は、効率性と稀少性である。稀少性は相手への力として認識され、効率性は自然に対する力として認識される。現代の経済では、生産技術と営利の間で衝突が起きている。生産技術の経済学は、効率性を取り扱う。自然対人間の問題を取りあげて、産業過程への投入と産出、そして使用価値を探究する。これに対し制度経済学は、稀少性を取り扱う。人間対人間の問題を取りあげて、金銭で測った支出と収入、稀少性価値を探究する(p.326)。この区別をし損なったために稀少性は、快楽-苦痛や限界分析に基づく価値論へと変質していった。

こうした価値論は、富の考え方と絡み合っている。富には「有体物」とその「所有権」と言う2つの意味がある。しかも価値があるものはどれでも所有されている、と暗黙裡に仮定されていた。

p.307.

40) Commons, J. R., *Institutional Economics*, p.5.

41) Commons, J. R., *ibid.*, p.8.

42) Commons, J. R., *ibid.*, preface.

43) Commons, J. R., *ibid.*, p.260.

「生産は販売することと、消費は購買することと同一視されていた」（p.327）。だから交換は、物理的対象物の移転と法的支配の移転を同時に意味することだ、と考えられてきた。

しかしこうした仮定は間違っていた。制度経済学の視点にたてば、所有権は、所有対象の数量のみならず、その価格変化に応じて変化する。生産者が常に上手く販売できるとは限らない。物理的な対象物の移転を伴わない法的支配の移転がある。収益が上がる価格で販売するためには、生産技術と自然資源とが実行可能とする国民分配分を生産するのは困難となる。これを理解するためには、無形財産の認識が不可欠である。制度経済学は、無形財産の概念で有形財産の概念を補わねばならない。コモンズが論じる無形財産とは、「譲渡可能な負債や無形財産」（p.327）を言う。つまり相手が必要とするが所有していないものを相手に与えないで「供与保留（withholding）して、価格を固定する権利」⁴⁴⁾である。

2. 負債と将来志向

ミッチェルは、コモンズの制度経済学のもう1つの特徴として「将来志向の原理」（the principle of futurity）を挙げる。「時間概念」の認識である。時間の概念は、古典派理論や共産主義の理論では過ぎ去った過去の時間であった。快樂主義の経済学で、現在の時間となった。これに耐忍（waiting）をはじめリスクの負担等を考慮することで将来の時間も視野に入ってきた。こうして将来志向（Futurity）が問題となる。この将来志向は、適正価値から近似的に測定可能だとする。

ミッチェルに従えば、コモンズは、負債が譲渡可能となることで、将来志向が重要になると考えた。負債が譲渡可能となっていく歴史的過程をミッチェルがどのように整理しているかを見ていこう。

16世紀以前では、慣習法裁判所が執行力を持

つ契約を結ぶことができたのは、領主・地主（landlord）と富裕な人たちだけであった。商人たちは口頭契約、口約束で取引をしていた。しかし取引数量が増加するにつれて、この口約束が法に基づき執行される「契約」にすることが迫られた。当時の法律家の考えでは、財貨を受け取るならば、支払う意志もあるとされた。これは、支払わねばならぬ負債であるとされた。この時点ではこの手の規則は、証券取引をする株式仲買人たちの間での債務関係として基礎づけられていた。こうして17世紀には、証券を譲渡可能とする手形法が発足した。これは負債の形をとった「無体」財産（“incorporeal” property）である。このような考え方は、スミスが生誕する以前に、すでに経済生活ではかなりの社会的重要性があった。それにもかかわらず古典派経済学者たちは、物理的財貨に極めて強い関心を持っていたので、こうした無体財産に対する法的請求権に注意を払うことがなかった。

この問題は、マクラウド（Henry Dunning Macleod, 1821-1902）⁴⁵⁾が「負債は販売可能な商品である」とし、負債市場と商品市場との関係を分析するまで取り残されていた（pp.328-329）。コモンズは、貨幣市場をはじめ資本市場等の分析は、「マクラウドの著作からすべて展開されたものである」⁴⁶⁾と主張する。

3. 景気循環と金融政策

ミッチェルに従えば、負債の議論を踏まえたコモンズは、現代の「銀行家資本主義」（“banker capitalism”）がどのように機能しているか、という信用制度を見ることで、景気循環の分析へと踏み出した。

事業活動（business activity）は、事業家（business men）の利潤予想に依存する。事業家が有望と予

⁴⁴⁾ Commons, J. R., *ibid.*, p.3.

⁴⁵⁾ マクラウドについては、古川顕「H. D. マクラウドの信用理論」『産研論集』、関西学院大学、40号、2013年、3-9ページを参照されたい。

⁴⁶⁾ Commons, J. R., *Institutional Economics*, p.396.

想すれば、生産は拡大し、当初の予想利潤が実現されよう。この場合、消費者は生産された消費財を購入することになる。しかし消費者サイドの需要は、既に受け取った貨幣所得によって制限されているために、限界がある。企業サイドの需要は、信用制度に依存するので、銀行がどのように判断するかによって企業の購買力が左右される。つまり企業に信用を供与する銀行は、将来の利潤に注目する。

ミッチェルによれば、コモنزが景気循環を説明する際の消費者の議論は不正確な点もある。しかし景気循環の要因を利益幅 (profit margins) に求めている点は高く評価できる。しかもその利益の幅 (the margin for profit) は、「極めて狭隘である」(p.330)。それゆえに景気循環に対して中央銀行の利子率操作が有効となる。とは言えこれは好況時には有効だとしても、不況が深刻な場合、効果が期待できない。と言うのも不況期にリスクを伴う割引率の引き上げを相殺するほど、政策金利を下げるのができないからである⁴⁷⁾。

それゆえに1929年以降の不況下にあるアメリカ経済を復興させるには、より直接的な方法に頼るしかない。消費者需要の創造である。政府が自ら新規に貨幣を発行し、失業者や農家をはじめ全ての企業、賃金稼得者にその貨幣を行き渡らせ、消費者需要全体を押し上げる、という方法である(p.331)⁴⁸⁾。

ミッチェルは、コモنزが無形財産の考え方を明らかにするために、負債の議論を経て、将来志向へと議論を進めていることを示した。と言うのも無形財産の考え方からコモنزの適正価値が導

かれているからである。ミッチェルの議論を追っていこう。

IV 『制度経済学』その2 ——適正価値と制度経済学

1. コモنزの「適正価値」

ミッチェルは、「コモنزにとって、適正価値は無形財産の理論の1つ」(p.331)である、と主張する。その無形財産の理論は、連邦最高裁判所が1890年以降に展開してきたものである。コモنزの「適正価値」は、ヴェブレンが展開した無形財産の理論と比較することで、明確になる。しかしミッチェルは、コモنزがどのようにヴェブレンの無形財産⁴⁹⁾を論じているのかを後回しにして⁵⁰⁾、コモنزの適正価値を説明しようとする。ミッチェルの整理を追っていこう。

1901年の合衆国産業員会で証言した産業界や金融界の大立者たちは、経済学者が認識していない財産概念を使用していた。それは「将来の交渉力としての現在価値である。生産手段を法的に支配することで、大企業家たち(captains of industry)は、自分たちにとって収益が上がる条件でない場合には、社会が財貨を生産できないようにした。そして金融市場を通じて、大企業家たちは自分たちの期待利潤を資本化することができた」

49) コモنزの『制度経済学』では、「第10章」で「適正価値」が「ヴェブレン論」から開始されている。しかしミッチェルは、コモنزの展開順序とは異なる議論をしている。拙稿「J. R. コモنزの T. ヴェブレン論——その無形資産と『のれん』を中心に——」『経済論叢』京都大学経済学部、第187巻、第1号、2013年、17-34ページ。

50) ミッチェルは、かなりの長文の脚注で、コモنزのヴェブレン解釈に対する疑義を展開している。それらは、①ヴェブレンの科学論としての「事実」に即した事柄 (“matter of fact”), ②「製作本能」 (“instinct of workmanship”), ③「目的」および④「進化」についての考え方である (p.333, footnote 4)。これらについては、本稿で後ほど検討する。コモنزのヴェブレン論については、拙稿「同上」を参照されたい。

47) コモنزの金融政策については以下を参照。高橋真悟「J. R. コモنزの金融政策論」『経済論叢』京都大学経済学部、第182巻、第5・6号、2008年、54-77ページ。高英求「J. R. コモنزの通過管理論——利害の対立と公正——」『貿易風 中部大学国際関係学部論集』、第8号、2008年、50-64ページ。

48) ミッチェルが論じるコモنزの景気刺激策は、Commons, J. R., *Institutional Economics*, pp.589-590を踏まえている。

(p.332).

ヴェブレンは、これを大企業家たちが「社会を食物にした」と見做した。一方、最高裁判所は、期待利潤を財産権として認めた。そして期待利潤についての判定基準を作り上げていった。この基準こそが「適正価値についての裁判所の教義に集約」(p.332)される。それは「のれん (good-will)⁵¹⁾と特権 (privilege)」の区別である。「のれんとは、供与を保留する権限の適正な行使である。特権は、その権限の適正でない行使である。」⁵²⁾

コモンズは、無形財産を社会がより上手くコントロールできる、と期待している。このために経済学は教訓を、2つの理論から引き出した。1つは、裁判所の判決であり、ここに制度の成長が説明されている。もう1つはヴェブレンによる科学的な態度である。

ミッチェルは、コモンズの「適正価値の理論」をコモンズ自身から引用する。

「適正価値の理論を要約すれば、実際の場合で適用すると社会を進歩させる理論と言えよう。その進歩は、集団行動が個人 (personality) を統制し (controlled)、解放し、拡張する、と言うやり方による。これは個人主義ではない。個人を制度化するのだ。ここで暗黙裡に想定しているのは、…、私有財産と私的利潤に基づいた資本主義体制の継続である。……、集団行動は、……、実行不可能な理想ではなく、適正な理想

へと引き上げる。」⁵³⁾

ミッチェルはこのようにコモンズが期待を込めて、「第10章 適正価値」を締め括っていると、「裁判所をはじめ産業員会、科学的経営者、貨幣改革論者、それにこうした人たちの仲間が資本主義体制を上手く救済するであろう」(p.335)とまとめている。

次いでミッチェルは、コモンズが最終章で、当時の世界状況を概観し、資本主義、ファシズム、そして共産主義を検討していることを紹介し、これが、古典派理論、快楽主義理論、そして制度理論が大規模に実証実験され、検証されている、と結んでいる (p.336)。

以上のようにミッチェルはコモンズの『制度経済学』を概観し、コモンズの経済学をヴェブレンのそれと比較し、コモンズの「制度経済学」が「進化論的経済学」であると論じている⁵⁴⁾。ミッチェルの議論を追って行こう。

2. ヴェブレンとコモンズ

ミッチェルは、コモンズの経済学を「制度の経済学」とすることに疑問を提示する。この疑議は、コモンズがマクラウドを制度経済学の「創設者」としていることに異議を示すことから始まる。と言うのもその手の経済学は、ヴェブレンが主張するような先入観のために「進化論的経済学」になることができないからである。これは、文化のなかで歩調の遅れ (cultural lags) が存在するためである。この議論を切り口にして、ミッチェルは、コモンズの経済学をヴェブレンのそれと比較する。

ミッチェルは両者の制度概念に相違が見られる、と主張する。ヴェブレンは「制度を広く受け入れられている思考習慣」(p.336)としている。これに対しコモンズは制度を「個人の行動を制御

51) 本稿では“good will”を「のれん」と訳出している。コモンズの「のれん」については、拙稿「同上」29-30ページを参照されたい。また西川郁生氏によれば「のれん」とは、「企業が競争力を持ち、将来にわたり利益を産み続けると見込まれたとき、事業資産の表面上の価値を超えて存在するとみなされる『超過収益力』のことである。会計上は、貸借対照表に計上されないのれんと、計上されるのれんがあることや、通常の資産では識別できないことが、財務会計上の議論を複雑にしている」(西川郁生「経済教室：国際会計基準の展望(下)：『のれん』処理、日本型は妥当」、『日本経済新聞』2015年1月15日)。

52) Commons, J. R., *Institutional Economics*, p.673.

53) Commons, J. R., *ibid.*, p.874.

54) ミッチェルは、「コモンズにとって制度経済学は進化論的科学的である」と主張している (p.321)。

する集団行動」(p.336)としている。そのうえでミッチェルは、初期の経済学者たちが制度を詳細に取り扱っている、と主張する⁵⁵⁾。

ミッチェルによれば、重商主義は単一の制度ないし制度の複合体であった。スミスの自由放任の政策の下でさえ、個人行動を集団が制御しなければならなかった。哲学的急進主義者たちは、「悪しき制度」や「善き制度」を論じていた。J. S. ミル(John Stuart Mill)は、分配に関連して制度の重要性を論じた。このようにして見れば、「制度」を論じることが、「制度」経済学を他の経済学から区別する訳ではないことが分かる。経済学は常に「制度」の経済学であり続けた。

ではヴェブレンの経済学を他の経済学から区別する識別指標はどのようなものとなるのか。ミッチェルは、それが「制度の進化」にあると主張する。

ミッチェルに従えば、ヴェブレンを特徴づけているのは、制度の進化についての研究であり、その人間性の概念を制度の進化に適応している点にある。「ヴェブレンは、自然選択の見地から制度の進化を提示した最初の経済学者であった。ヴェブレンの人間性の概念は、ダーウィン(Charles Darwin)とウィリアム・ジェームズ(William James)から引き出されており、ベンサムからはなかった」(pp.337-338)。ヴェブレンの方法は、人々の暮らし方の累積的变化を考える、と言うものであった。大多数の人は、暮らしをたてるために多くの時間を費やすので、これを巡って支配的な思考習慣が形成される。だからヴェブレンが現代の制度を研究する場合に関心を寄せるのは、社会の習慣がその時点でどのように変化を経験し、

新しい習慣を形成するかにあった。このためヴェブレンは均衡価格分析にはそれほど関心を寄せなかった⁵⁶⁾。ヴェブレンは、文化が与える影響が機械過程と営利取引からなる、と分析した。

かくしてミッチェルは、ヴェブレンとコモンズの制度理論に相違を認めながらも、「制度がどのようにして現在存在するようになったのかと言うことや、制度がどのようなものになるかとしているのかを知ることと比べれば、制度の理論がどのようなものであるのかは、それほど重要なものではない」(p.338)と明言する。⁵⁷⁾

3. コモンズの制度経済学

ミッチェルはこれまでの議論を整理し、次のようにコモンズの「制度経済学」の特質をまとめる。

ミッチェルに従えば、コモンズが説明しているのは、司法手続きがアメリカの現行体制では主役を演じている(p.340)、と言うものである。コモンズはこれを明らかにするため、経済学者たちが

⁵⁶⁾ ミッチェルによれば、それゆえ「ヴェブレンは、需要表と供給表が仮定された後の価格決定についての半ば機械論ともいえる詳細な事項には関心がなかった」(p.338)。

⁵⁷⁾ ミッチェルは、コモンズが「制度経済学」と言うこれまでにない新しい経済学を創り出すのではなく、経済理論のなかで「集団行動」に正当な位置を与えることにある(Commons, J. R., *Institutional Economics*, p.5)という一節を再び引用する。コモンズの「集団行動は、ヴェブレンの広く普及している思考習慣と同じように、累積的变化の所産である。………コモンズは、『正統派』経済学者たちの考えを自分の枠組みに取り入れることになんらの不都合も見い出さない」(p.339)。コモンズは、マルサスによって描かれた「情念と愚行」という人間性の特質が自分の目的にとって基本であるとした。「ヴェブレンは正統派経済学が実体もない理屈付けをしている」ことを暴露したが、「コモンズがとったのは、[ヴェブレンとは]全く逆の方向であった」(p.339)。と言うのもミッチェルによれば、「コモンズは、自分の改革に人々が協力するように試みるのに生涯を費やしていたので、性分として自分の考えのなかに新奇な要素を最小にしようとしていた。このために先行者たちの洞察を誇張する傾向があった」(p.339)。

⁵⁵⁾ エアーズ(C. E. Ayres)が論じるように、「正確に言うならば、古典派の伝統こそ『制度主義』である。と言うのは古典派の伝統は、ある1組の諸制度を表現する考え方の1つだからである」。Ayres, Clarence E., *The Theory of Economic Progress: A Study of Fundamentals of Economic Development and Cultural Change*, 3rd, ed., New Issues Press, 1978, original 1944, p.155-156. fn. [一泉知永訳『経済進歩の理論』東京 文雅堂書店, 1966年, 182ページ, 注]。

どのような「人間性の概念」を展開してきたのかを概観している。社会が協力し合うと言う個人間の利害の調和は、神が定めたものではない。人間が学習して得た秩序である。個人間の利害の衝突は、財が稀少であることから生じている。だから秩序は、個人の利害の衝突を制御するものでなければならない。こうした秩序は、効率化のために組織化され、協力を規定する。個人は相互に依存し合い、その依存関係は組織化される。個人は、情念と愚鈍の所産ではあるが、計画することもできる。計画に際し、将来の期待が制御因子となる。この期待は、次第に支配的な財産となる。しかし利害の衝突が止むことがないために、裁判所が「適正価値」の教義を展開せざるを得なくなる。「この適正価値とは、急速な変化が進行している時代が必要とするものに適合するように、集団でコントロールすると言う枠組みのなかで、稀少性をはじめ効率性や未来志向の『原理』を内に含んでいる」(pp.340-341)。

このようにして見るならば、コモンズの『制度経済学』は、コモンズの「これまでの歩みと言う生気を共有している」(p.341)。

以上がミッチェルの「コモンズの制度経済学」の骨子である。

V ミッチェルのコモンズ論

これまでミッチェルのコモンズを巡る議論を見てきた。ミッチェルの本稿は、コモンズの『制度経済学』の書評と言う形をとってはいるものの、その内実は、コモンズの経済学が進化論的経済学である、とする主張である。これを論じるためにミッチェルは、円熟したコモンズを取り上げる。そしてコモンズの『制度経済学』で展開されている財産権を巡る一連の歴史的考察のなかに典型的に進化論的手法が見てとれる、と主張する。

このミッチェルの主張は、コモンズの『資本主義の法律的基础』についての書評論文でも、中世経済体制の中から資本主義経済体制が出現する過

程として、同じように議論されている。

ミッチェルの本稿においても、『制度経済学』全体が概観されるのではなく、「第9章 将来性」と「第10章 適正価値」に注目し、財産権の進化過程が論じられている。

既に見たようにコモンズの財産権についてのミッチェルの議論は、財産権が王の統治権から分離され、独立した権利になる過程から始まり、そして財産権が有形財だけに対応するものから、負債の譲渡可能性を問題とすることで、無形財産へと拡張していく過程を取り挙げている。

コモンズの無形財産とは、「他人から収入を得ることを可能とする一切のもの」⁵⁸⁾であり、「将来の交渉力としての現在価値である」(p.332)。これがコモンズの独占分析の重要な道具立ての1つとなっている。

と言うのも無形財産が社会にとって顕著な問題となるのは、アメリカ資本主義経済が独占段階へ突入したからであった。無形財産権とは、「『相手が所有していないものを相手に供与保留して、価格を固定する権利』⁵⁹⁾である」(p.327)。これに対処するのが、裁判所の判決によって積み上げられてきた「適正価値の理論」である。

「コモンズにとって、適正価値とは無形財産の理論の1つである」(p.331)、とミッチェルは主張する。このコモンズの無形財産の理論は、「ソースタイン・ヴェブレンの無形財産の理論をライバルとして比較すれば、はっきりする」(p.331)。ヴェブレンは、大企業家たちが「社会を食物にした」(p.332)と見做した。しかしコモンズは、適正価値が裁判所の判定基準であるとし、「ヴェブレンがしたものとは違っていた」(p.332)。

コモンズの時代に焦眉となっていたのは、適正価値に基づく、各ゴーイング・コンサーンの利害の調停である。その1つである独占価格の弊害に

⁵⁸⁾ Commons, J. R., *Legal Foundations of Capitalism*, p.19 [『資本主義の法律的基础』23ページ]。

⁵⁹⁾ Commons, J. R., *Institutional Economics*, p.3。

ついて裁判所がしたのは、「のれん (good-will) と特権 (privilege) の区別である。のれんとは供与を保留する権限の正当な行使である。特権はその権限の適正でない行使である」⁶⁰⁾。

つまりコモンズの「適正価値の理論を要約すれば、実際の場合で適用すると社会を進歩させる理論と言えよう。その進歩は、集団行動が個人を統制し、解放し、拡張する、というやり方である。…個人を制度化するというものである。ここで暗黙裡に想定していること、つまり習慣に基づき当然であると想定していること (habitual assumptions) は、私有財産と私利私欲に基づいた資本主義体制の継続である」⁶¹⁾。

コモンズは、習慣や慣習が果たす役割を重視する。「習慣とは一人ひとりによる繰り返しである。慣習とは、人が代わっても継続する集団による繰り返しである。慣習は、個人に対して強制的な効果がある」⁶²⁾ それゆえにコモンズの経済学においては、「最も重要な慣習の中でも、経済学者が研究対象とするものが、ワーキング・ルールである。このワーキング・ルールは集団行動が設定しており、ゴーイング・コンサーンに所属する個人の間で行われる取引を導くためである」(p.321)。

コモンズの取引には3つの型がある。売買取引、管理取引、そして割当取引である。「この取引の3つの型が一緒になると、経済学にとってもっと大きな研究単位となって、ゴーイング・コンサーンと呼ばれる」(p.319)。「こうしたゴーイング・コンサーンを制度と呼ぼう。そして制度を、個人行動を統制する際の集団行動と定義しよう」⁶³⁾ これがコモンズの制度の規定であり、制度経済学の基本装置である。

そこでコモンズの場合、「制度経済学は、正統

派経済学を統合 (organization) してより良いものにしなければならない。……制度経済学は、無形財産の概念で有形財産の概念を補わねばならない」(p.327)、ということになる。だからコモンズにとっての「問題は、『制度経済学』と言う異なる種類の経済学を創り出すことではない。これまでの学派と手を切って、そして多様な様相を示す集団行動全てに対してどのようにすれば、経済理論の中で正当な位置を与えることができるかである」⁶⁴⁾ こうしてコモンズの経済思想・学説の歴史を巡る考察が展開される。

かくして引き出されたコモンズの「集団行動は、ヴェブレンの広く行われている思考習慣と同じように、累積的変化の所産である。だからコモンズは、注意深く集団行動の歴史を研究している。とは言えコモンズは、『正統派』経済学者たちの考え方 (ideas) を自分の枠組みに取り入れることに何らの不都合も見い出さない」(p.339) ことになる。

では、こうしたコモンズの制度経済学は、ヴェブレンが主張する「進化論的経済学」になっているのかを、ミッチェルは問題にする⁶⁵⁾。

と言うのも、ヴェブレンが主張するように、経済学を進化論的科学にするのは、事実を取り上げるだけでは不十分だからである。必要なのは快樂主義心理学に基づく「誤った人間性の概念」⁶⁶⁾ から脱却した人間像の構築である⁶⁷⁾。

⁶⁴⁾ Commons, J. R., *ibid.*, p.5.

⁶⁵⁾ J. S. ギャムズ (John S. Gams) は、「制度経済学」が「制度の経済学」ではないと主張している。Gams, J. S., *Beyond Supply and Demand: A Reappraisal of Institutional Economics*, Westport, Connecticut, Greenwood Press, Publishers, 1973 (original 1946), p. 9 [佐々木見監訳『需給を超えて——制度派経済学の再評価』多賀出版, 1988年, 15ページ]。

⁶⁶⁾ Veblen, Thorstein, "Why is Economics not an Evolutionary Science," in *The Place of Science in Modern Civilisation and Other Essays*, New York, Russell & Russell, 1961, p.73.

⁶⁷⁾ 拙稿「ヴェブレンの経済学批判の基本的視点——その進化論的経済学をめぐる——」『日本大学経済

⁶⁰⁾ Commons, J. R., *ibid.*, p.673.

⁶¹⁾ Commons, J. R., *ibid.*, p.874.

コモンズは「資本主義を改善することで救」くおうとした。(Commons, J. R. *Myself*, p.143.)

⁶²⁾ Commons, J. R., *Institutional Economics*, p.58.

⁶³⁾ Commons, J. R., *ibid.*, p.58.

ミッチェルは、コモンズが、ヴェブレン同様にベンサムに代表される快樂主義的人間観に代わるものを提示している、と論じる。それはマルサス流の人間観であった。「コモンズが見出したのは、マルサスによって手短かに述べられた人間性の特徴が自分の目的にとって基本である、と言うものであった」(p.339)。これは人間を理性的存在として捕えるのではなく、「人間とは情念と愚行の存在であるのが本来である」⁶⁸⁾ と言うものであった。しかしミッチェルは、コモンズが描くこの人間性の概念が、依然としてヴェブレンのそれと大きな開きがあるとして、進化論的経済学の基礎としての妥当性に疑義を提示している。

とは言えミッチェルは、こうしたコモンズに対し理解を示している。「コモンズは、自分の改革に人々が協力するように試みることに生涯を費やしていたので、性分として自分の考えのなかに新奇な要素を最小にしようとしていた。このために先行者たちの洞察を誇張する傾向があった」(p.339)。

そしてなによりも「制度がどのようにして現在存在しているようになったのかと言うことや、制度がどのようなものになろうとしているのかを知ることと比較すれば、〔コモンズとヴェブレンとで相違する〕制度の論理がどのようなものであるのかは、それほど重要なものではない」(p.339)、とミッチェルは主張する。

この議論を踏まえミッチェルの次のようにコモンズを総括する。

「コモンズが成した現代の知見への最大の貢献は、個人行動を制御する集団行動と言う特有の形態に関わっている。それは、裁判所によって行使される。コモンズが指摘するように、この領域をヴェブレンは深めようとはしなかつ

た。『資本主義の法律的基礎』は、社会の歴史にとって現世代の人間が成した最も示唆に富むものの1つである。先立つ書物〔『資本主義の法律的基礎』〕から必要なモノが何かを繰り返すことで、『制度経済学』は、司法手続きが合衆国における現行体制で主役を演じていることを説明している。その課題を徹底的に遂行するために、コモンズ教授は、人間性の概念を人々がどのように展開してきたのかを概略することで道を開かねばならない。そして社会の協力が神によって定められたもの、つまり利害が『自然』に調和することに根差すのではなく、人間が学習して自分たちのなかに打ち立てている秩序ある状態に基づいていることを順次明らかにしていつている。個人間の利害の衝突は、財の稀少性から引き起こされる。この秩序は、こうした個人間の利害の衝突を制御するものでなければならない。だから秩序は、効率性に不可欠な組織化された協力を規定するに違いない。個人間の利害が衝突していれば、その利害は制御されねばならないし、さらに個人が相互に依存しているならば、その相互依存関係は組織化されねばならない。こうした個人は、情念と愚鈍から創造された生き物であるが、計画もできる生き物である。自分たちが計画する際に、将来の期待は制御因子である。こうした期待は、次第に支配的な財産の形態となり、利害が衝突する中核になるので、相互依存が最も重要なものとなる。制度の進化がこの段階になると、裁判所は、『適正価値』の教義を展開せざるを得なくなる。この適正価値とは、急速に変化している時代が必要とするものに適合するように集団でコントロールするという枠組みのなかで、稀少性をはじめ効率性や未来志向の『原理』を内に含んでいる。」(pp.340-341)

このミッチェルのコモンズ評価は、正しく円熟したコモンズの経済学のエッセンスを描き出している。ミッチェルの本稿は、コモンズの再評価を

学部経済科学研究所 紀要』第7号、1983年、165-183ページ。

⁶⁸⁾ Commons, J. R., *Institutional Economics*, p.390.

するうえで、コモンズの経済学が進化論的経済学である、との指摘は極めて重要である。このミッチェルの指摘に基づき、進化論的経済学の系譜として、ヴェブレン、コモンズ、ミッチェルの経済学を再検討することがなお一層求められる。

〔本稿は、科研費基盤研究(B)26285048「J. R. コモンズ『制度経済学』と新発見された1927年草稿との比較分析」(代表:宇仁宏幸)の研究成果の一端である。〕

【参考文献一覧】

- Ayres, Clarence E., *The Theory of Economic Progress: A Study of Fundamentals of Economic Development and Cultural Change*, 3rd. ed., New Issues Press, 1978, original 1944 [一泉知永訳『経済進歩の理論』東京 文雅堂書店, 1966年].
- Commons, John R., *Legal Foundation of Capitalism*, New York, The Macmillan Company, 1924 [新田隆信, 中村一彦, 志村治美訳『資本主義の法律的基础』上巻, コロナ社, 1964年].
- Commons, J. R., *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, Madison, The University of Wisconsin Press, 1961.
- Commons, J. R., *Myself*, New York, Macmillan, 1934.
- Dugger, William M., "The Transaction Cost Analysis of Oliver E. Williamson: A New Synthesis?" *Journal of Economic Issues*, Vol. 17, No.1, 1983, pp.95-114.
- Gambs, J. S., *Beyond Supply and Demand: A Reappraisal of Institutional Economics*, Westport, Connecticut, Greenwood Press, Publishers, 1973 (original 1946) [佐々木見監訳『需給を超えて——制度派経済学の再評価』多賀出版, 1988年].
- Kapp, K. W., *The Foundations of Institutional Economics*, ed. by Sebastian Berger & Rolf Steppacher, Routledge, 2011 [大森正之訳『制度派経済学の基礎』人間の科学新社, 2014年].
- Mitchell, W. C., "Commons on the Legal Foundation of Capitalism," *The American Economic Review*, Vol. XIV, June, 1924, No.2, pp.240-253.
- Mitchell, W. C., "Commons on Institutional Economics," in *The Backward Art of Spending Money and Other Essays*, New York, Augustus M. Kelley, Inc., 1950, pp.313-341.
- Mitchell, W. C., *The Types of Economic Theory: Form Mercantilism to Institutionalism*, New York, Augustus M. Kelley Publishers, 1969, 2vols. [春日井薫訳『経済理論の諸形態』第一分冊, 第二分冊, 文雅堂銀行研究社, 1971年, 1981年.
- Rutherford, Malcolm, "New Introduction," in Commons, J. R., *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, with a new introduction by Malcolm Rutherford, N. J., New Brunswick Transaction Publishers, 1990, pp.iii-xxxvii.
- Veblen, Thorstein, "Why is Economics not an Evolutionary Science," in *The Place of Science in Modern Civilisation and Other Essays*, New York, Russell & Russell, 1961, pp.56-81.
- 青木昌彦『青木昌彦の経済学入門——制度論の地平を拓ける』ちくま新書, 筑摩書房, 2014年.
- 内田成「ジョン・R・コモンズとオリバー・E・ウィリアムソン——取引費用理論の関する一研究——」『埼玉学園大学紀要(経営学部編)』第12号, 2012年, 47-60ページ.
- 加藤健「J. R. コモンズの経済思想とアメリカにおけるウェルフェアの実現」『経済論叢』京都大学, 第187巻, 第1号, 2013年, 35-49ページ.
- 高英求「J. R. コモンズの通過管理論——利害の対立と公正——」『貿易風 中部大学国際関係学部論集』, 第8号, 2008年, 50-64ページ.
- 高橋真悟「J. R. コモンズのゴーイング・コンサーン論」『一橋社会科学古典資料センター年報』30, 2010年, 19-31ページ.
- 高橋真悟「J. R. コモンズの金融政策論」『経済論叢』京都大学, 第182巻, 第5・6号, 2008年, 54-77ページ.
- 高哲男「コモンズにおける『法と経済学』と制度主義」『経済学論究』関西学院大学, 第52巻, 第1号, 1998年, 65-84ページ.
- 田中敏弘「W. C. ミッチェルの制度主義経済学史について」『経済学論究』関西学院大学経済学研究会, 第66号, 第3号, 2012年, 1-32ページ.
- 拙稿「ヴェブレンの経済学批判の基本的視点——その進化論的経済学をめぐって——」『日本大学経済学部経済科学研究 紀要』第7号, 1983年, 165-183ページ.

拙稿「W. C. ミッチェルの貨幣経済——その進化論的経済
の手法について——」『経済集志』日本大学経済学部、
第71巻、第4号、2002年、217-235ページ。

拙稿「J. R. コモンズの T. ヴェブレン論——その無形資産

と『のれん』を中心に——」『経済論叢』京都大学経済
学部、第187巻、第1号、2013年、17-34ページ。

古川顕「H. D. マクラウドの信用理論」『産研論集』関西
学院大学、40号、2013年、3-9ページ。